



イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法による承諾）

**第十二条** 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

附 則

（施行期日）

**第一条** この命令は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

**第二条** この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年四月二十八日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）抄

（施行期日）

**第一条** この命令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一九年三月二日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この命令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年四月三〇日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年五月一日）から施行する。

附 則（令和五年二月二十八日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。